

安全衛生教育の対象者・種類・実施時期及び内容

対象者	種類	実施時期	教育内容	備考
1. 作業者 (1) 就業制限業務に従事する者	危険有害業務従事者教育(労働安全衛生法(以下「法」という。)第60条の2)	イ. 定期(おおむね5年ごとに) ロ. 随時(取り扱う設備等が新たなものに変わった時等)	当該業務に関する労働災害の動向、技術革新の進展等に対応した事項	危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針(平成元年5月22日安全衛生教育指針公示第1号)(以下「安全衛生教育指針」という。)
(2) 特別教育を必要とする危険有害業務に従事する者	①特別教育(法第59条第3項) ②危険有害業務従事者教育(法第60条の2)	当該業務に初めて従事する時 イ. 定期(おおむね5年ごとに) ロ. 随時(取り扱う設備等が新たなものに変わった時等)	安全衛生特別教育規程に規定された事項 当該業務に関する労働災害の動向、技術革新の進展等に対応した事項	労働安全衛生規則(以下「安衛則」という。)第36条 安全衛生教育指針
(3) (1)又は(2)に準ずる危険有害業務に従事する者	①特別教育に準じた教育 ②危険有害業務従事者教育(法第60条の2)	当該業務に初めて従事する時 イ. 定期(おおむね5年ごとに) ロ. 随時(取り扱う設備等が新たなものに変わった時等)	当該業務に関して安全又は衛生のために必要な知識等 当該業務に関する労働災害の動向、技術革新の進展等に対応した事項	安全衛生教育指針
(4) (1)、(2)及び(3)の業務に従事する者並びにその他の業務に従事する者	①雇入時教育(法第59条第1項) ②作業内容変更時教育(法第59条第1項) ③健康教育(法第69条)	雇入時 作業内容変更時 雇入時、定期、随時	安衛則第35条に規定された事項 同上 健康の保持増進に関する事項	
(5) (1)から(3)までの業務に従事する者及び(1)から(3)までの業務以外の業務のうち作業強度の強い業務に従事する者	高齢時教育	おおむね45歳に達した時	高齢者の心身機能の特性と労働災害に関すること、安全な作業方法・作業行動に関すること、健康の保持増進に関すること等の事項	①高年齢労働者の労働災害発生率の高い業務 ②高所作業、重筋作業等作業強度の強い業務に従事する高年齢労働者を対象とする。
2. 管理監督者 (1) 安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者及び元方安全衛生管理者	能力向上教育(法第19条の2)	イ. 当該業務に初めて従事する時 ロ. 定期(おおむね5年ごとに) ハ. 随時(機械設備等に大幅な変更があった時)	当該業務に関する全般的事項 当該業務に関する労働災害の動向、技術革新等の社会経済情勢、事業場における職場環境の変化等に対応した事項	労働災害の防止ための業務に従事する者の能力向上教育に関する指針(平成元年5月22日能力向上教育指針公示第1号)(以下「能力向上教育指針」と言う。)
(2) 救護技術管理者、計画参画者及び作業主任者	能力向上教育(法第19条の2)	イ. 定期(おおむね5年ごとに) ロ. 随時(機械設備等に大幅な変更があった時)	当該業務に関する労働災害の動向、技術革新等の社会経済情勢、事業場における職場環境の変化等に対応した事項	能力向上教育指針
(3) 職長等	①職長教育(法第60条) ②能力向上教育に準じた教育	当該職務に初めて就く時 イ. おおむね5年ごとに ロ. 機械設備等に大幅な変更があった時	安衛則第40条に規定された事項 当該業務に関する労働災害の動向、技術革新等の社会経済情勢、事業場における職場環境の変化等に対応した事項	

(4) 作業指揮者	指名時教育	当該職務に初めて指名された時	作業指揮者の職務、安全な作業方法、作業設備の点検及び改善措置等に関する事項	
(5) 安全衛生責任者	選任時教育	新たに選任された時	当該業務に関する全般事項	
3. 経営首脳者 事業者 総括安全衛生管理者 統括安全衛生責任者 安全衛生責任者	安全衛生セミナー	随時	労働災害の現状と防止対策、安全衛生と企業経営、労働安全衛生関係法令等に関する事項	
4. 安全衛生専門家 産業医 労働安全コンサルタント 労働衛生コンサルタント 安全管理士 衛生管理士 作業環境測定士 運動指導担当者 運動実践担当者 心理相談担当者 産業栄養指導担当者 産業保健指導担当者	実務向上研修	随時	当該業務に必要な専門的知識等のうち技術革新の進展等社会経済情勢及び職場環境の変化等に対応した事項	
5. 技術者等 (1) 特定自主検査に従事する者 (2) 定期自主検査に従事する者	能力向上教育に準じた教育 選任時教育	おおむね5年ごとに 新たに選任された時	機械の自動化、高速化等の構造・機能の変化に対応した検査方法等に関する事項 定期自主検査の意義、検査方法、検査結果の評価方法、検査機器等に関する事項	整備を担当する者には整備に関する事項も含む。 整備を担当する者には整備に関する事項も含む。
(3) 生産技術管理者	技術者教育	随時	生産技術の安全衛生に及ぼす影響、生産技術の安全化及び生産設備の保全等に関する事項	生産部門において生産設備の運転・保全等の業務を管理する技術者
(4) 設計技術者	技術者教育	随時	機械設備の設計・工作等において安全衛生上配慮すべき事項、特に高齢者の心身機能に対応した安全衛生上配慮すべき事項	工作担当者、仮設機材管理者等を含む。
6. その他 (1) 季節労働者 (2) 海外派遣労働者	送出地での安全衛生教育 派遣前教育	送出時 派遣前	労働災害防止の予備的知識を付与するため、安全衛生の基礎的知識に関する事項 派遣地の安全衛生対策等の職域における安全衛生情報、労働慣行及び医療事情、治安、交通事情等の生活環境における安全衛生情報に関する事項	就業先において法59条第1項に基づく雇入時教育を実施。 対象者は企業の海外支店、現地法人及び海外提携企業等に派遣される労働者であり、原則として派遣元の企業で実施。
(3) 就職予定の実業高校生	学校教育	卒業前	安全衛生の基礎的知識に関する事項	